

韓国 労働組合及び労働関係調整法

[施行2014.5.20] [法律第12630号、2014.5.20,一部改正]

(翻訳：新谷真人日本大学法学部教授)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、憲法による勤労者の団結権・団体交渉権及び団体行動権を保障し、勤労条件の維持・改善及び勤労者の経済的・社会的地位の向上を図るとともに、労働関係を公正に調整し、労働争議を予防・解決することにより、産業平和の維持及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「勤労者」とは、職業の種類を問わず賃金・給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

2. 「使用者」とは、事業主、事業の経営担当者又はその事業の勤労者に関する事項について事業主のために行動する者をいう。

3. 「使用者団体」とは、労働関係に関して、その構成員である使用者に対し調整し、又は規制することができる権限を有する使用者の団体をいう。

4. 「労働組合」とは、勤労者が主体となって自主的に団結し、勤労条件の維持・改善その他勤労者の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的に組織する団体又はその連合団体をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合には、労働組合とはみなさない。

カ.使用者又は常にその利益を代表して行動する者の参加を許す場合

ナ.経費の主要な部分を使用者から援助を受ける場合

ダ.共済・修養その他福利事業のみを目的とする場合

ラ.勤労者でない者の加入を許容する場合。ただし、解雇された者が労働委員会に不当労働行為の救済申請をした場合には、中央労働委員会の再審判定がある時までには、勤労者でない者と解釈してはならない。

マ.主として政治運動を目的とする場合

5. 「労働争議」とは、労働組合と使用者又は使用者団体（以下「労働関係当事者」という。）との間に賃金・勤労時間・福祉・解雇その他の待遇等勤労条件の決定に関する主張の不一致によって発生した紛争状態をいう。この場合において、主張の不一致とは、当事者間に合意のための努力を継続してもこれ以上自主的交渉による合意の余地がない場合をいう。

6. 「争議行為」とは、罷業・怠業・職場閉鎖その他労働関係当事者がその主張を貫徹する目的で行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害する行為を

いう。

(損害賠償請求の制限)

第3条 使用者は、この法律による団体交渉又は争議行為によって損害を被った場合に、労働組合又は勤労者に対しその賠償を請求することができない。

(正当行為)

第4条 刑法第20条の規定は、労働組合が団体交渉・争議行為その他の行為であって第1条の目的を達成するために行われた正当な行為に対し適用される。ただし、いかなる場合にも、暴力又は破壊行為は、正当な行為と解釈されてはならない。

第2章 労働組合

第1節 通則

(労働組合の組織・加入)

第5条 勤労者は、自由に労働組合を組織し、又はこれに加入することができる。ただし、公務員及び教員に関しては、別に法律で定める。

(法人格の取得)

第6条

- (1) 労働組合は、その規約で定めるところにより、法人とすることができる。
- (2) 労働組合は、当該労働組合を法人にしようとする場合には、大統領令で定めるところにより、登記をしなければならない。
- (3) 法人である労働組合については、この法律で規定されたものを除き、民法の社団法人に関する規定を適用する。

(労働組合の保護要件)

第7条

- (1) この法律により設立された労働組合でなければ、労働委員会に労働争議の調整及び不当労働行為の救済を申請することはできない。
- (2) 第1項の規定は、第81条第1号・第2号及び第5号の規定による勤労者の保護を否認する趣旨に解釈されてはならない。
- (3) この法律により設立された労働組合でなければ、労働組合という名称を使うことはできない。

(租税の免除)

第8条 労働組合に対しては、その事業体を除いて、税法で定めるところにより租税を賦課

しない。

(差別待遇の禁止)

第9条 労働組合の組合員は、いかなる場合にも、人種、宗教、性別、年齢、身体的条件、雇用形態、政党又は身分によって差別待遇を受けない。 (改正2008.3.28)

第2節 労働組合の設立

(設立の申告)

第10条

(1) 労働組合を設立しようとする者は、次の各号の事項を記載した申告書に第11条の規定による規約を添えて、連合団体である労働組合及び2以上の特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道に係る単位労働組合は雇用労働部長官に、2以上の市・郡・区(自治区をいう。)に係る単位労働組合は特別市長・広域市長・道知事に、その他の労働組合は特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下第12条第1項も同じ。)に提出しなければならない。 (改正2014.5.20)

1. 名称
2. 主たる事務所の所在地
3. 組合員数
4. 役員の姓名及び住所
5. 所属する連合団体がある場合には、その名称
6. 連合団体である労働組合にあつては、その構成労働団体の名称、組合員数、主たる事務所の所在地及び役員の姓名・住所

(2) 第1項の規定による連合団体である労働組合は、同種産業の単位労働組合を構成員とする産業別連合団体並びに産業別連合団体若しくは全国規模の産業別単位労働組合を構成員とする総連合団体をいう。

(規約)

第11条 労働組合は、その組織の自主的・民主的運営を保障するために、当該労働組合の規約に次の各号の事項を記載しなければならない。 (改正2006.12.30)

1. 名称
2. 目的及び事業
3. 主たる事務所の所在地
4. 組合員に関する事項(連合団体である労働組合にあつては、その構成団体に関する事項)
5. 所属する連合団体がある場合には、その名称
6. 代議員会を置く場合には、代議員会に関する事項

7. 会議に関する事項
8. 代表者及び役員に関する事項
9. 組合費その他会計に関する事項
10. 規約変更に関する事項
11. 解散に関する事項
12. 争議行為に関連した賛否投票結果の公開、投票者名簿及び投票用紙等の保存・閲覧に関する事項
13. 代表者及び役員の規約違反に対する弾劾に関する事項
14. 役員及び代議員の選挙手続きに関する事項
15. 規律と統制に関する事項

(申告証の交付)

第12条

(1) 雇用労働部長官、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長（以下「行政官庁」という。）は、第10条第1項の規定による設立申告書を受け付けたときは、第2項前段及び第3項の場合を除き、3日以内に申告証を交付しなければならない。 (改正2014.5.20)

(2) 行政官庁は、設立申告書又は規約が記載事項の脱落等により補完が必要な場合には、大統領令で定めるところにより、20日以内の期間を定めて補完を求めなければならない。この場合において、補完された設立申告書又は規約を受け付けたときには、3日以内に申告証を交付しなければならない。 (改正1998.2.20)

(3) 行政官庁は、設立しようとする労働組合が次の各号の1に該当する場合には、設立申告書を返還しなければならない。 (改正1998.2.20)

1. 第2条第4号各目の1つに該当する場合
2. 第2項の規定により補完を求めたにもかかわらず、その期間内に補完がされない場合

(4) 労働組合が申告証を交付された場合には、設立申告書を受け付けられた時に設立されたものとみなす。

(変更事項の申告等)

第13条

(1) 労働組合は、第10条第1項の規定により設立申告された事項中次の各号の1に該当する事項に変更があるときは、その日から30日以内に行政官庁に変更申告をしなければならない。 (改正 2001.3.28)

1. 名称
2. 主たる事務所の所在地
3. 代表者の姓名

4. 所属する連合団体の名称

(2) 労働組合は、毎年1月31日までに、次の各号の事項を行政官庁に通知しなければならない。ただし、第1項の規定により前年度に変更申告された事項は、この限りでない。

(改正 2001.3.28)

1. 前年度に規約の変更があった場合には、変更された規約の内容
2. 前年度に役員の変更があった場合には、変更された役員の姓名
3. 前年度12月31日現在の組合員数（連合団体である労働組合にあっては、構成団体別組合員数）

第3節 労働組合の管理

(書類の備置等)

第14条

(1) 労働組合は、組合設立日から30日以内に、次の各号の書類を作成し、その主たる事務所に備えつけなければならない。

1. 組合員名簿（連合団体である労働組合にあっては、その構成団体の名称）
2. 規約
3. 役員の姓名・住所録
4. 会議録
5. 財政に関する帳簿及び書類

(2) 第1項第4号及び第5号の書類は、3年間保存しなければならない。

(総会の開催)

第15条

(1) 労働組合は、毎年1回以上総会を開催しなければならない。

(2) 労働組合の代表者は、総会の議長となる。

(総会の議決事項)

第16条

(1) 次の各号の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 規約の制定及び変更に関する事項
2. 役員の選挙及び解任に関する事項
3. 団体協約に関する事項
4. 予算・決算に関する事項
5. 基金の設置・管理又は処分に関する事項
6. 連合団体の設立・加入又は脱退に関する事項
7. 合併・分割又は解散に関する事項

8. 組織形態の変更に関する事項

9. その他重要な事項

(2) 総会は、在籍組合員の過半数の出席及び出席組合員の過半数の賛成で議決する。ただし、規約の制定・変更、役員解任、合併・分割・解散及び組織形態の変更に関する事項は、在籍組合員の過半数の出席及び出席組合員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(3) 役員選挙において出席組合員の過半数の賛成を得た者がいない場合には、第2項本文の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、決選投票を実施し、多数の賛成を得た者を役員に選出することができる。

(4) 規約の制定・変更及び役員選挙・解任に関する事項は、組合員の直接・秘密・無記名投票によらなければならない。

(代議員会)

第17条

(1) 労働組合は、規約で総会に代えて代議員会を置くことができる。

(2) 代議員は、組合員の直接・秘密・無記名投票によって選出されなければならない。

(3) 代議員の任期は、規約で定めるものとし、3年を超過できない。

(4) 代議員会を置いたときは、総会に関する規定は、代議員会にこれを準用する。

(臨時総会等の招集)

第18条

(1) 労働組合の代表者は、必要であると認めるときは、臨時総会又は臨時代議員会を招集することができる。

(2) 労働組合の代表者は、組合員又は代議員の3分の1以上（連合団体である労働組合にあってはその構成団体の3分の1以上）が会議に付議する事項を提示して会議の招集を要求したときには、遅滞なく臨時総会又は臨時代議員会を招集しなければならない。

(3) 行政官庁は、労働組合の代表者が第2項の規定による会議の招集を故意に忌避し、又はこれを懈怠し、組合員又は代議員の3分の1以上が招集権者の指名を要求したときには、15日以内に労働委員会の議決を要請し、労働委員会の議決があったときには遅滞なく会議の招集権者を指名しなければならない。 (改正1998.2.20)

(4) 行政官庁は、労働組合に総会又は代議員会の招集権者がいない場合に、組合員又は代議員の3分の1以上が会議に付議する事項を提示して招集権者の指名を要求したときには、15日以内に会議の招集権者を指名しなければならない。 (改正1998.2.20)

(招集の手続き)

第19条 総会又は代議員会は、会議開催日の7日前までに、その会議に付議する事項を公告し、規約に定めた方法によって招集しなければならない。ただし、労働組合が同一事業場

内の勤労者で構成されている場合には、その規約で公告期間を短縮することができる。

(表決権の特例)

第20条 労働組合が特定の組合員に関する事項を議決する場合には、その組合員には表決権がない。

(規約及び決議処分 of 是正)

第21条

(1) 行政官庁は、労働組合の規約が労働関係法令に違反している場合には、労働委員会の議決を得て、その是正を命じることができる。 (改正1998.2.20)

(2) 行政官庁は、労働組合の決議又は処分が労働関係法令又は規約に違反すると認める場合は、労働委員会の議決を得て、その是正を命じることができる。ただし、規約違反のときの是正命令は、利害関係人の申請がある場合に限る。 (改正1998.2.20)

(3) 第1項又は第2項の規定により是正命令を受けた労働組合は、30日以内にこれを履行しなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、その期間を延長することができる。

(組合員の権利と義務)

第22条 労働組合の組合員は、均等にその労働組合のすべての問題に参加する権利及び義務を有する。ただし、労働組合は、その規約で組合費を納付しない組合員の権利を制限することができる。

(役員 of 選挙等)

第23条

(1) 労働組合の役員は、その組合員の中から選出されなければならない。

(2) 役員 of 任期は、規約で定めるものとし、3年を超過できない。

(労働組合 of 専任者)

第24条

(1) 勤労者は、団体協約で定め、又は使用者の同意がある場合には、勤労契約所定の勤労を提供せずに労働組合の業務にのみ従事することができる。

(2) 第1項の規定により労働組合の業務にのみ従事する者 (以下「専任者」という。) は、その専任期間の間、使用者からいかなる給与も支給されてはならない。

(3) 使用者は、専任者の正当な労働組合活動を制限してはならない。 (新設2010.1.1)

(4) 第2項にかかわらず、団体協約で定め、又は使用者が同意する場合には、事業又は事業場別の組合員数等を考慮し、第24条の2により決定された勤労時間免除限度 (以下「勤労

時間免除限度」という。)を超過しない範囲で、勤労者は、賃金の損失なしに使用者との協議・交渉、苦情処理、産業安全活動等この法律又は他の法律で定める業務及び健全な労使関係発展のための労働組合の維持・管理業務を遂行することができる。(新設2010.1.1)

(5) 労働組合は、第2項及び第4項に違反する給与の支給を要求し、これを貫徹する目的で争議行為をしてはならない。(新設2010.1.1)

(勤労時間免除審議委員会)

第24条の2

(1) 勤労時間免除限度を定めるために、勤労時間免除審議委員会(以下この条において「委員会」という。)を雇用労働部に置く。(改正2010.6.4)

(2) 勤労時間免除限度は、委員会が審議・議決したところにより、雇用労働部長官が告示するものとし、3年ごとにその適正性の可否を再審議して定めることができる。

(改正2010.6.4)

(3) 委員会は、労働界及び経営界が推薦する委員各5人、政府が推薦する公益委員5人で構成される。

(4) 委員長は、公益委員のうちから委員会が選出する。

(5) 委員会は、在籍委員過半数の出席及び出席委員過半数の賛成で議決する。

(6) 委員の資格、委嘱及び委員会の運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設2010.1.1]

(会計監査)

第25条

(1) 労働組合の代表者は、その会計監査員により6月に1回以上当該労働組合のすべての財源及び用途、主要な寄付者の姓名、現在の経理状況等に関する会計監査を実施することとし、その内容及び監査結果を全組合員に公開しなければならない。

(2) 労働組合の会計監査員は、必要であると認める場合には、当該労働組合の会計監査を実施し、その結果を公開することができる。

(運営状況の公開)

第26条 労働組合の代表者は、会計年度ごとに決算結果及び運営状況を公表し、組合員の要求があったときには、これを閲覧できるようにしなければならない。

(資料の提出)

第27条 労働組合は、行政官庁が要求する場合には、決算結果及び運営状況を報告しなければならない。(改正1998.2.20)

第4節 労働組合の解散

(解散理由)

第28条

(1) 労働組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、解散する。(改正1998.2.20)

1. 規約で定めた解散理由が発生した場合
2. 合併又は分割により消滅した場合
3. 総会又は代議員会の解散決議があった場合
4. 労働組合の役員がおらず、労働組合としての活動を1年以上行っていないものと認められる場合であって、行政官庁が労働委員会の議決を得た場合

(2) 第1項第1号ないし第3号までの理由により労働組合が解散したときは、その代表者は、解散した日から15日以内に行政官庁にこれを申告しなければならない。

(改正1998.2.20)

第3章 団体交渉及び団体協約

(交渉及び締結権限)

第29条

(1) 労働組合の代表者は、その労働組合又は組合員のために使用者並びに使用者団体と交渉して団体協約を締結する権限を有する。

(2) 第29条の2により決定された交渉代表労働組合(以下「交渉代表労働組合」という。)の代表者は、交渉を要求したすべての労働組合又は組合員のために、使用者と交渉して団体協約を締結する権限を有する。(新設2010.1.1)

(3) 労働組合並びに使用者又は使用者団体から交渉又は団体協約の締結に関する権限を委任された者は、その労働組合及び使用者又は使用者団体のために、委任された範囲内でその権限を行使することができる。(改正2010.1.1)

(4) 労働組合並びに使用者又は使用者団体は、第3項により交渉又は団体協約の締結に関する権限を委任したときは、その事実を相手方に通知しなければならない。

(改正2010.1.1)

(交渉窓口単一化手続き)

第29条の2

(1) 一つの事業又は事業場において、組織形態に関係なく、勤労者が設立し又は加入している労働組合が二つ以上ある場合に、労働組合は、交渉代表労働組合(二つ以上の労働組合の組合員を構成員とする交渉代表機構を含む。以下同じ。)を決定して交渉を要求しなければならない。ただし、第2項により交渉代表労働組合を自律的に決定する期限内に、使用者がこの条で定める交渉窓口単一化手続きを踏まないことに同意した場合には、この限りでない。

(2) 交渉代表労働組合の決定手続き（以下「交渉窓口単一化手続き」という。）に参加したすべての労働組合は、大統領令で定める期限内に、自律的に交渉代表労働組合を決定する。

(3) 第2項による期限内に交渉代表労働組合を決定することができず、かつ、第1項ただし書きによる使用者の同意を得ることができなかつた場合は、交渉窓口単一化手続きに参加した労働組合の全組合員の過半数で組織された労働組合（二つ以上の労働組合が委任又は連合等の方法により交渉窓口単一化手続きに参加した労働組合の全組合員の過半数となる場合を含む。）が交渉代表労働組合になる。

(4) 第2項及び第3項により交渉代表労働組合を決めることができなかった場合は、交渉窓口単一化手続きに参加したすべての労働組合は、共同で交渉代表団（以下この条において「共同交渉代表団」という。）を構成して使用者と交渉しなければならない。この場合において、共同交渉代表団に参加できる労働組合は、その組合員数が交渉窓口単一化手続きに参加した労働組合の全組合員の100分の10以上である労働組合とする。

(5) 第4項による共同交渉代表団の構成に合意できない場合には、労働委員会は、当該労働組合の申請により、組合員比率を考慮してこれを決定することができる。

(6) 第1項から第4項までの規定により交渉代表労働組合を決める場合において、交渉要求事実、組合員数等について異議があるときは、労働委員会は、大統領令で定めるところにより、労働組合の申請を受けてその異議に関する決定をすることができる。

(7) 第5項及び第6項による労働委員会の決定に対する不服手続き及び効力は、第69条及び第70条第2項を準用する。

(8) 労働組合の交渉要求・参加方法、交渉代表労働組合決定のための組合員数算定基準等交渉窓口単一化手続き及び交渉費用増加防止等に関して必要な事項は、大統領令で定める。
[本条新設2010.1.1]

(交渉単位決定)

第29条の3

(1) 第29条の2により交渉代表労働組合を決定しなければならない単位（以下「交渉単位」という。）は、一つの事業又は事業場とする。

(2) 第1項にもかかわらず、一つの事業又は事業場におけるかけ離れた勤労条件の差異、雇用形態、交渉慣行等を考慮して交渉単位を分離する必要があると認められる場合は、労働委員会は、労働関係当事者の両方又はいずれか一方の申請を受けて、交渉単位を分離する決定をすることができる。

(3) 第2項による労働委員会の決定に対する不服手続き及び効力は、第69条及び第70条第2項を準用する。

(4) 交渉単位の分離申請及び労働委員会の決定基準・手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。
[本条新設2010.1.1]

(公正代表義務等)

第29条の4

(1) 交渉代表労働組合及び使用者は、交渉窓口単一化手続きに参加した労働組合又はその組合員の間で、合理的理由なく差別をしてはならない。

(2) 労働組合は、交渉代表労働組合及び使用者が第1項に違反して差別した場合は、その行為があった日(団体協約の内容の一部又は全部が第1項に違反する場合にあっては、団体協約締結日から3カ月以内に、大統領令で定める方法及び手続きにより、労働委員会にその是正を要請することができる。

(3) 労働委員会は第2項による申請に関し、合理的理由なく差別したものと認めるときは、その是正に必要な命令をしなければならない。

(4) 第3項による労働委員会の命令又は決定に対する不服手続き等に関しては、第85条及び第86条を準用する。

(その他の交渉窓口単一化関連事項)

第29条の5 交渉代表労働組合がある場合には、第2条第5号、第29条第3項・第4項、第30条、第37条第2項、第38条第3項、第42条の6 第1項、第44条第2項、第46条第1項、第55条第3項、第72条第3項及び第81条第3号中「労働組合」とあるのは「交渉代表労働組合」とみなす。
[本条新設2010.1.1]

(交渉等の原則)

第30条

(1) 労働組合並びに使用者又は使用者団体は、信義に従い誠実に交渉し、団体協約を締結しなければならない。その権限を濫用してはならない。

(2) 労働組合並びに使用者又は使用者団体は、正当な理由なく交渉又は団体協約の締結を拒否し、又は懈怠してはならない。

(団体協約の作成)

第31条

(1) 団体協約は、書面で作成し、当事者双方が署名又は捺印しなければならない。

(改正2006.12.30)

(2) 団体協約の当事者は、団体協約の締結日から15日以内にこれを行政官庁に申告しなければならない。

(改正1998.2.20)

(3) 行政官庁は、団体協約中違法な内容がある場合には、労働委員会の議決を得て、その是正を命じることができる。

(改正1998.2.20)

(団体協約の有効期間)

第32条

(1) 団体協約には、2年を超える有効期間を定めることはできない。

(2) 団体協約にその有効期間を定めない場合又は第1項の期間を超える有効期間を定めた場合は、その有効期間は2年とする。

(3) 団体協約の有効期間が満了する時を前後して当事者双方が新しい団体協約を締結しようとして団体交渉を継続したにもかかわらず新しい団体協約が締結されない場合は、別途の約定がある場合を除き、従前の団体協約は、その効力満了日から3カ月後まで引き続き効力を有する。

ただし、団体協約に、その有効期間が経過した後新しい団体協約が締結されないときは、新しい団体協約が締結される時まで従前の団体協約の効力を存続させる旨の別途の約定がある場合にはそれによることとし、当事者の一方は、解約しようとする日の6カ月前までに相手方に通告することにより、従前の団体協約を解約することができる。

(改正1998.2.20)

(基準の効力)

第33条

(1) 団体協約に定めた勤労条件その他勤労者の待遇に関する基準に違反する就業規則又は勤労契約の部分は、無効とする。

(2) 勤労契約に規定されていない事項又は第1項の規定により無効になった部分は、団体協約に定めた基準による。

(団体協約の解釈)

第34条

(1) 団体協約の解釈又は履行方法に関し、関係当事者間に意見の不一致があるときは、当事者双方又は団体協約で定めるところによりいずれか一方が、労働委員会にその解釈又は履行方法に関する見解の提示を要請することができる。

(2) 労働委員会は、第1項の規定による要請を受けたときは、その日から30日以内に明確な見解を提示しなければならない。

(3) 第2項の規定により労働委員会が提示した解釈又は履行方法に関する見解は、仲裁裁定と同じ効力を有する。

(一般的拘束力)

第35条 一つの事業又は事業場に常時使用される同種の勤労者の半数以上が一つの団体協約の適用を受けることになったときは、当該事業又は事業場に使用される他の同種の勤労者に対しても当該団体協約が適用される。

(地域的拘束力)

第36条

(1) 一つの地域において従業する同種の勤労者の3分の2以上が一つの団体協約の適用を受けることになったときは、行政官庁は、当該団体協約の当事者の双方又は一方の申請により、又はその職権で、労働委員会の議決を得て、当該地域において従業する他の同種の勤労者及びその使用者に対しても当該団体協約を適用することを決定することができる。

(改正1998.2.20)

(2) 行政官庁が第1項の規定による決定をしたときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。

(改正1998.2.20)

第4章 争議行為

(争議行為の基本原則)

第37条

(1) 争議行為は、その目的・方法及び手続きにおいて法令その他社会秩序に違反してはならない。

(2) 組合員は、労働組合によって主導されない争議行為をしてはならない。

(労働組合の指導及び責任)

第38条

(1) 争議行為は、その争議行為と関係ない者又は勤労を提供しようと思う者の出入り・操業その他正常な業務を妨害する方法により行われてはならず、争議行為への参加を訴え、又は説得する行為として暴行・脅迫を用いてはならない。

(2) 作業施設の損傷並びに原料・製品の変質又は腐敗を防止するための作業は、争議行為期間中においても、正常に遂行されなければならない。

(3) 労働組合は、争議行為が適法に遂行されるように指導・管理・統制する責任を有する。

(勤労者の拘束制限)

第39条 勤労者は、争議行為期間中は、現行犯の外には、この法律の違反を理由として拘束されない。

第40条 削除 (2006.12.30)

(争議行為の制限と禁止)

第41条

(1) 労働組合の争議行為は、その組合員の直接・秘密・無記名投票による組合員の過半

数の賛成により決定しなければ、これを行うことはできない。第29条の2により交渉代表労働組合が決定されている場合は、その手続きに参加した労働組合の全体組合員（当該事業又は事業場に所属する組合員に限る。）の直接・秘密・無記名投票による過半数の賛成により決定しなければ、争議行為を行うことができない。（改正2010.1.1）

（2）「防衛事業法」により指定された主要防衛産業関連企業に従事する勤労者であって、電力、用水及び主に防衛産業物資を生産する業務に従事する者は争議行為を行うことができない。主に防衛産業物資を生産する業務に従事する者の範囲は、大統領令で定める。

（改正2006.1.2）

（暴力行為等の禁止）

第42条

（1）争議行為は、暴力若しくは破壊行為又は生産その他主要業務に関連する施設及びこれに準ずる施設として大統領令で定める施設を占拠する形態で、これを行うことはできない。

（2）事業場の安全保護施設に関し、正常な維持・運営を停止・廃止又は妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない。

（3）行政官庁は、争議行為が第2項の行為に該当すると認められる場合は、労働委員会の議決を得て、その行為を中止するよう通知しなければならない。ただし、事態が急迫し、労働委員会の議決を得る時間的余裕がないときは、その議決を得ずに直ちにその行為を中止するよう通知することができる。（改正1998.2.20、2006.12.30）

（4）第3項ただし書きの場合において、行政官庁は、遅滞なく労働委員会の事後承認を得なければならない、その承認を得られないときは、その通知はその時から効力を喪失する。

（改正1998.2.20、2006.12.30）

（必須維持業務に関する争議行為の制限）

第42条の2

（1）この法律で「必須維持業務」とは、第71条第2項の規定による必須公益事業の業務のうちでその業務が停止し、又は廃止された場合には、公衆の生命・健康若しくは身体の安全又は公衆の日常生活を著しく危険にする業務として大統領令で定める業務をいう。

（2）必須維持業務の正当な維持・運営を停止・廃止又は妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない。

[本条新設2006.12.30]

（必須維持業務協定）

第42条の3 労働関係当事者は、争議行為期間の間における必須維持業務の正当な維持・運営のために、必須維持業務の必要最小限の維持・運営水準、対象職務及び必要人員等を定

めた協定（以下「必須維持業務協定」という。）を書面により締結しなければならない。
この場合、必須維持業務協定には、労働関係当事者双方が署名又は捺印しなければならない。
[本条新設2006.12.30]

（必須維持業務の維持・運営水準等の決定）

第42条の4

（1）労働関係当事者双方又はいずれか一方は、必須維持業務協定が締結されないときは、労働委員会に必須維持業務の必要最小限の維持・運営水準、対象職務及び必要人員等の決定を申請しなければならない。

（2）第1項の規定による申請を受けた労働委員会は、事業又は事業場別の必須維持業務の特性及び内容等を考慮し、必須維持業務の必要最小限の維持・運営水準、対象職務及び必要人員等を決定することができる。

（3）第2項の規定による労働委員会の決定は、第72条の規定による特別調停委員会が担当する。

（4）第2項の規定による労働委員会の決定に関する解釈又は履行方法に関し、関係当事者間で意見が一致しない場合は、特別調停委員会の解釈に従う。この場合において、特別調停委員会の解釈は、第2項の規定による労働委員会の決定と同一の効力を有する。

（5）第2項の規定による労働委員会の決定に関する不服手続き及び効力に関しては、第69条及び第70条第2項の規定を準用する。

[本条新設2006.12.30]

（労働委員会の決定に伴う争議行為）

第42条の5 第42条の4第2項の規定により労働委員会の決定があった場合において、その決定により争議行為をしたときは、必須維持業務を正當に維持・運営しながら争議行為をしたものとみなす。
[本条新設2006.12.30]

（必須維持業務勤務勤労者の指名）

第42条の6

（1）労働組合は、必須維持業務協定が締結され、又は第42条の4 第2項の規定による労働委員会の決定があった場合は、使用者に対し、必須維持業務に勤務する組合員のうちで争議行為期間の間において勤務しなければならない組合員を通知しなければならない。ただし、労働組合が争議行為開始前までこれを通知しない場合は、使用者が必須維持業務に従事しなければならない勤労者を指名し、これを労働組合及びその勤労者に通知しなければならない。
(改正2010.1.1)

（2）第1項による通知・指名に際し、労働組合及び使用者は、必須維持業務に従事する勤

労働者が所属する労働組合が二つ以上ある場合は、各労働組合の当該必須維持業務に従事する組合員比率を考慮しなければならない。

(改正2010.1.1)

[本条新設2006.12.30]

(使用者の採用制限)

第43条

(1) 使用者は、争議行為期間中、その争議行為で中断された業務の遂行のために、当該事業と関係のない者を採用し、又はこれに代えることはできない。

(2) 使用者は、争議行為期間中、その争議行為で中断された業務を請負又は下請けに出してはならない。

(3) 第1項及び第2項の規定は、必須公益事業の使用者が、争議行為期間中に限り、当該事業と関係のない者を採用し、若しくはこれに代え、又はその業務を請負若しくは下請けに出す場合は適用しない。

(新設2006.12.30)

(4) 第3項の場合において、使用者は、当該事業又は事業場におけるストライキ参加者の100分の50を超過しない範囲内で、採用し、若しくは代え、又は請負若しくは下請けに出すことができる。この場合ストライキ参加者数の算定方法等は、大統領令で定める。

(新設2006.12.30)

(争議行為期間中の賃金支給要求の禁止)

第44条

(1) 使用者は、争議行為に参加し、勤労を提供しない勤労者に対しては、その期間中の賃金を支給する義務を有しない。

(2) 労働組合は、争議行為期間に対する賃金の支給を要求し、これを貫徹する目的で争議行為をしてはならない。

(調整の前置)

第45条

(1) 労働関係当事者は、労働争議が発生したときは、いずれか一方がこれを相手方に書面で通知しなければならない。

(2) 争議行為は、第5章第2節ないし第4節の規定による調整手続き(第61条の2の規定による調整終了決定後の調整手続きを除く。)を経なければ、これを行うことはできない。ただし、第54条の規定による期間内に調整が終了せず、又は第63条の規定による期間内に仲裁裁定がなされない場合には、この限りでない。

(改正 2006.12.30)

(職場閉鎖の要件)

第46条

(1) 使用者は、労働組合が争議行為を開始した以後にのみ、職場閉鎖をすることができる。

(2) 使用者は、真項の規定による職場閉鎖をする場合には、あらかじめ行政官庁及び労働委員会にそれぞれ申告しなければならない。(改正1998.2.20)

第5章 労働争議の調整

第1節 通則

(自主的調整の努力)

第47条 本章の規定は、労働関係当事者が直接労使協議又は団体交渉によって勤労条件その他労働関係に関する事項を定め、又は労働関係に関する主張の不一致を調整し、これに関し必要な努力をすることを妨げない。

(当事者の責務)

第48条 労働関係当事者は、団体協約において労働関係の適正化のための労使協議その他団体交渉の手続き及び方式を規定し、労働争議が発生したときは、これを自主的に解決するように努力しなければならない。

(国家等の責務)

第49条 国家及び地方自治体は、労働関係当事者間の労働関係に関する主張が一致しない場合において、労働関係当事者がこれを自主的に調整できるように助力することにより、争議行為をできる限り予防し、労働争議の迅速・公正な解決に努力しなければならない。

(迅速な処理)

第50条 この法律により労働関係の調整をする場合は、労働関係当事者及び労働委員会その他関係機関は、事件を迅速に処理するように努力しなければならない。

(公益事業等の優先的取り扱い)

第51条 国家・地方自治体・国公営企業体・防衛産業関連企業及び公益事業における労働争議の調整は、優先的に取り扱い、迅速に処理しなければならない。

(私的調停・仲裁)

第52条

(1) 第2節及び第3節の規定は、労働関係当事者が双方の合意又は団体協約で定めるところにより、それぞれ他の調停又は仲裁方法(以下本条において「私的調停等」という。)によって労働争議を解決するのを妨げない。(改正 2006.12.30)

(2) 労働関係当事者は、第1項の規定により労働争議を解決することにしたときは、これを労働委員会に申告しなければならない。

(3) 第1項の規定により労働争議を解決することにしたときは、次の各号の規定が適用される。

1. 調停によって解決することにしたときは、第45条第2項及び第54条の規定。この場合、調停期間は、調停を開始した日から起算する。

2. 仲裁によって解決することにしたときは、第63条の規定。この場合、争議行為の禁止期間は、仲裁を開始した日から起算する。

(4) 第1項の規定により調整又は仲裁が成立した場合は、その内容は、団体協約と同じ効力を有する。

(5) 私的調停等を遂行する者は、「労働委員会法」第8条第2項第2号各目の資格を有する者とする。この場合、私的調停等を行う者は、労働関係当事者から手数料、手当及び旅費等を受けることができる。(新設 2006.12.30)

第2節 調停

(調停の開始)

第53条

(1) 労働委員会は、関係当事者の一方が労働争議の調停を申請したときは、遅滞なく調停を開始しなければならない。関係当事者双方は、これに誠実に臨まなければならない。

(2) 労働委員会は、第1項の規定による調停申請以前においても、円滑な調整のために交渉を斡旋する等関係当事者の自主的な紛争解決を支援することができる。

(改正 2006.12.30)

(調停期間)

第54条

(1) 調停は、第53条の規定による調停の申請があった日から、一般事業については10日、公益事業については15日以内に終了しなければならない。

(2) 第1項の規定による調停期間は、関係当事者間の合意により、一般事業については10日、公益事業については15日以内に延長することができる。

(調停委員会の構成)

第55条

(1) 労働争議の調停のために、労働委員会に調停委員会を置く。

(2) 第1項の規定による調停委員会は、調停委員3人で構成する。

(3) 第2項の規定による調停委員は、当該労働委員会の委員で、使用者を代表する者、勤労者を代表する者及び公益を代表する者各1名をその労働委員会の委員長が指名するもの

とし、勤労者を代表する調停委員は使用者が、使用者を代表する調停委員は労働組合が、それぞれ推薦する労働委員会委員の中から指名しなければならない。ただし、調停委員会の会議3日前までに、関係当事者が推薦する委員の名簿の提出がないときは、当該委員を委員長が別に指名することができる。

(4) 労働委員会の委員長は、勤労者を代表する委員又は使用者を代表する委員の不参加等により第3項の規定による調停委員会の構成が難しい場合は、労働委員会の公益を代表する委員のうちから3人を調停委員に指名することができる。ただし、関係当事者双方の合意により選定した労働委員会の委員がいる場合は、その委員を調停委員に指名する。

(新設 2006.12.30)

(調停委員会の委員長)

第56条

(1) 調停委員会に委員長を置く。

(2) 委員長は、公益を代表する調停委員をあてる。ただし、第55条第4項の規定による調停委員会の委員長は、調停委員のうちで互選する。

(改正 2006.12.30)

(単独調停)

第57条

(1) 労働委員会は、関係当事者双方の申請があり、又は関係当事者双方の同意を得た場合は、調停委員会に代えて、単独調停人に調停を行うこととすることができる。

(2) 第1項の規定による単独調停人は、当該労働委員会の委員で関係当事者の双方の合意により選定された者を、その労働委員会の委員長が指名する。

(主張の確認等)

第58条 調停委員会又は単独調停人は、期日を定め、関係当事者双方の出席を求め、主張の要点を確認しなければならない。

(出席禁止)

第59条 調停委員会の委員長又は単独調停人は、関係当事者と参考人以外の者の出席を禁止することができる。

(調停案の作成)

第60条

(1) 調停委員会又は単独調停人は、調停案を作成し、これを関係当事者に提示してその受諾を勧告するとともに、その調停案に理由を付して公表することができ、必要があるときは、新聞又は放送に報道等の協力を要請することができる。

(2) 調停委員会又は単独調停人は、関係当事者が受諾を拒否してこれ以上調停が成立する余地がないと判断される場合は、調停の終了を決定し、これを関係当事者双方に通知しなければならない。

(3) 第1項の規定による調停案が関係当事者の双方によって受諾された後、その解釈又は履行方法について関係当事者間に意見の不一致があるときは、関係当事者は、当該調停委員会又は単独調停人にその解釈又は履行方法に関する明確な見解の提示を要請しなければならない。

(4) 調停委員会又は単独調停人は、第3項の規定による要請を受けたときは、その要請を受けた日から7日以内に明確な見解を提示しなければならない。

(5) 第3項及び第4項の解釈又は履行方法に関する見解が提示されるときまでは、関係当事者は当該調停案の解釈又は履行に関して争議行為を行うことができない。

(調停の効力)

第61条

(1) 第60条第1項の規定による調停案が関係当事者によって受諾されたときは、調停委員全員又は単独調停人は、調停書を作成し、関係当事者とともに署名又は捺印しなければならない。
(改正 2006.12.30)

(2) 調停書の内容は、団体協約と同じ効力を有する。

(3) 第60条第4項の規定による調停委員会又は単独調停人が提示した解釈又は履行方法に関する見解は、仲裁裁定と同じ効力を有する。

(調停終了決定後の調停)

第61条の2

(1) 労働委員会は第60条第2項の規定による調停の終了が決定された後も、労働争議の解決のために調停をすることができる。

(2) 第1項の規定による調停に関しては、第55条ないし第61条の規定を準用する。

[本条新設2006.12.30]

第3節 仲裁

(仲裁の開始)

第62条 労働委員会は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、仲裁を行う。

(改正2006.12.30)

1. 関係当事者の双方が、ともに仲裁を申請したとき
2. 関係当事者の一方が、団体協約により仲裁を申請したとき
3. 削除 (2006.12.30)

(仲裁時の争議行為の禁止)

第63条 労働争議が仲裁に付されたときは、その日から15日間は争議行為を行うことができない。

(仲裁委員会の構成)

第64条

- (1) 労働争議の仲裁又は再審のために、労働委員会に仲裁委員会を置く。
- (2) 第1項の規定による仲裁委員会は、仲裁委員3人で構成する。
- (3) 第2項の仲裁委員は、当該労働委員会の公益を代表する委員のうち関係当事者の合意により選定した者について、その労働委員会の委員長が指名する。ただし、関係当事者間に合意が成立しない場合は、労働委員会の公益を代表する委員のうちから指名する。

(仲裁委員会の委員長)

第65条

- (1) 仲裁委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、仲裁委員のうちで互選する。

(主張の確認等)

第66条

- (1) 仲裁委員会は、期日を定めて、関係当事者双方又は一方の出席を求め、主張の要点を確認しなければならない。
- (2) 関係当事者が指名した労働委員会の使用者を代表する委員又は勤労者を代表する委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席して意見を述べることができる。

(出席禁止)

第67条 仲裁委員会の委員長は、関係当事者と参考人以外の者の会議への出席を禁止することができる。

(仲裁裁定)

第68条

- (1) 仲裁裁定は、書面を作成してこれを行い、その書面には効力発生日を明示しなければならない。
- (2) 第1項の規定による仲裁裁定の解釈又は履行方法について関係当事者間に意見の不一致があるときは、当該仲裁委員会の解釈に従うこととし、その解釈は、仲裁裁定と同じ効力を有する。

(仲裁裁定等の確定)

第69条

(1) 関係当事者は、地方労働委員会又は特別労働委員会の仲裁裁定が違法又は越権によるものと認める場合は、その仲裁裁定の送達を受けた日から10日以内に、中央労働委員会にその再審を申請することができる。

(2) 関係当事者は、中央労働委員会の仲裁裁定又は第1項の規定による再審決定が違法又は越権によるものと認められる場合は、行政訴訟法第20条の規定にかかわらず、その仲裁裁定又は再審決定の送達を受けた日から15日以内に、行政訴訟を提起することができる。

(3) 第1項及び第2項に規定された期間内に再審を申請せず、又は行政訴訟を提起しなかったときは、その仲裁裁定又は再審決定は確定する。

(4) 第3項の規定により仲裁裁定又は再審決定が確定したときは、関係当事者は、これに従わなければならない。

(仲裁裁定等の効力)

第70条

(1) 第68条第1項の規定による仲裁裁定の内容は、団体協約と同じ効力を有する。

(2) 労働委員会の仲裁裁定又は再審決定は、第69条第1項及び第2項の規定による中央労働委員会への再審申請又は行政訴訟の提起によってその効力は停止しない。

(条文改正2006.12.30)

第4節 公益事業等の調整に関する特則

(公益事業の範囲等)

第71条

(1) この法律で「公益事業」とは、公衆の日常生活と密接な関連があり、又は国民経済に及ぼす影響が大きい事業であって次の各号の事業をいう。 (改正2006.12.30)

1. 定期路線旅客運輸事業及び航空運輸事業
2. 水道事業、電気事業、ガス事業、石油精製事業及び石油供給事業
3. 公衆衛生事業、医療事業及び血液供給事業
4. 銀行及び造幣事業
5. 放送及び通信事業

(2) この法律で「必須公益事業」とは、第1項の公益事業であってその業務の停止又は廃止が公衆の日常生活を著しく危険にし、又は国民経済を著しく阻害し、その業務の代替が容易でない次の各号の事業をいう。 (改正2006.12.30)

1. 鉄道事業、都市鉄道事業及び航空運輸事業
2. 水道事業、電気事業、ガス事業、石油精製事業及び石油供給事業
3. 病院事業および血液供給事業

4. 韓国銀行事業

5. 通信事業

(特別調停委員会の構成)

第72条

(1) 公益事業の労働争議の調整のために、労働委員会に特別調停委員会を置く。

(2) 第1項の規定による特別調停委員会は、特別調停委員3人で構成する。

(3) 第2項の規定による特別調停委員は、その労働委員会の公益を代表する委員で、労働組合及び使用者が順次排除して、残った4人から6人までのうちから労働委員会の委員長が指名する。ただし、関係当事者が合意して当該労働委員会の委員ではない者を推薦する場合は、その推薦された者を指名する。

(改正 2006.12.30)

(特別調停委員会の委員長)

第73条

(1) 特別調停委員会に委員長を置く。

(2) 委員長は、公益を代表する労働委員会の委員である特別調整委員の中から互選し、当該労働委員会の委員ではない者だけで構成された場合にあつては、その中で互選する。ただし、公益を代表する委員である特別調停委員が1人である場合は、当該委員が委員長になる。

第74条 削除 (2006.12.30)

第75条 削除 (2006.12.30)

第5節 緊急調整

(緊急調整の決定)

第76条

(1) 雇用労働部長官は、争議行為が公益事業に関するものであること、又はその規模が大きく、若しくはその性質が特別であることから、著しく国民経済を害し、又は国民の日常生活を危くする虞が現存するときは、緊急調整の決定をすることができる。

(改正 2010.6.4)

(2) 雇用労働部長官は、緊急調整の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会委員長の意見を聴かなければならない。

(改正 2010.6.4)

(3) 雇用労働部長官は、第1項及び第2項の規定により緊急調整を決定したときは、遅滞なくその理由を付してこれを公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者にそれぞれ通告しなければならない。

(改正 2010.6.4)

(緊急調整時の争議行為の中止)

第77条 関係当事者は、第76条第3項の規定による緊急調整の決定が公表されたときは、直ちに争議行為を中止しなければならず、公表日から30日が経過しなければ争議行為を再開することができない。

(中央労働委員会の調整)

第78条 中央労働委員会は、第76条第3項の規定による通告を受けたときは、遅滞なく調整を開始しなければならない。

(中央労働委員会の仲裁回付決定権)

第79条

(1) 中央労働委員会の委員長は、第78条の規定による調整が成立する見込みがないと認められる場合は、公益委員の意見を聴いて、その事件を仲裁に回付するか否かを決定しなければならない。

(2) 第1項の規定による決定は、第76条第3項の規定による通告を受けた日から15日以内に行わなければならない。

(中央労働委員会の仲裁)

第80条 中央労働委員会は、当該関係当事者の一方又は双方から仲裁申請があり、又は第79条の規定による仲裁回付の決定をしたときは、遅滞なく仲裁を行わなければならない。

第6章 不当労働行為

(不当労働行為)

第81条 使用者は、次の各号のいずれか一つに該当する行為(以下「不当労働行為」という。)をしてはならない。(改正 2006.12.30、2010.1.1)

1. 勤労者が労働組合に加入し、若しくは加入しようとしたこと、若しくは労働組合を組織しようとしたこと、その他労働組合の業務のための正当な行為をしたことを理由として、その勤労者を解雇し、又はその勤労者に不利益を与える行為

2. 勤労者がある労働組合に加入しないこと若しくは脱退することを雇用条件とし、又は特定の労働組合の組合員になることを雇用条件とする行為。ただし、労働組合が当該事業場に従事する勤労者の3分の2以上を代表しているときは、勤労者がその労働組合の組合員になることを雇用条件とする団体協約の締結は妨げられない。この場合において、使用者は、勤労者がその労働組合を除名されたこと又はその労働組合を脱退して新しく労働組合を組織し、若しくは他の労働組合に加入したことを理由として、勤労者に身分上不利益な行為をしてはならない。

3. 労働組合の代表者又は労働組合から委任を受けた者との団体協約の締結その他の団体交渉を正当な理由なく拒否し、又は懈怠する行為

4. 勤労者が労働組合を組織又は運営することを支配し、又はこれに対し介入する行為及び労働組合の専任者に対する給与を支援し、又は労働組合の運営費を援助する行為。ただし、勤労者が勤務時間中に第24条第4項による活動を行うことを使用者が許容することを妨げるものではなく、かつ、勤労者の厚生資金若しくは経済上の不幸その他災厄の防止及び救済等のための基金の寄付並びに最小限の規模の労働組合事務所の提供は除く。

5. 勤労者が正当な団体行為に参加したこと、又は労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨を申告したこと、若しくはそれに関する証言をし、又はその他行政官庁に証拠を提出したことを理由としてその勤労者を解雇し、又はその勤労者に不利益を与える行為

(救済申請)

第82条

(1) 使用者の不当労働行為によりその権利を侵害された勤労者又は労働組合は、労働委員会にその救済を申請することができる。

(2) 第1項の規定による救済の申請は、不当労働行為があった日（継続する行為については、その終了日）から3カ月以内にこれを行わなければならない。

(調査等)

第83条

(1) 労働委員会は、第82条の規定による救済申請を受けたときは、遅滞なく必要な調査及び関係当事者の尋問を行わなければならない。

(2) 労働委員会は、第1項の規定による尋問をするときは、関係当事者の申請により、又はその職権で、証人の出席を求め、必要な事項を質問することができる。

(3) 労働委員会は、第1項の規定による尋問を行う場合においては、関係当事者に対し、証拠の提出及び証人に対する反対尋問が行うことができる十分な機会を与えなければならない。

(4) 第1項の規定による労働委員会の調査及び尋問に関する手続きは、中央労働委員会が別に定めるところによる。

(救済命令)

第84条

(1) 労働委員会は、第83条の規定による尋問を終了し、不当労働行為が成立すると判定したときは、使用者に対して救済命令を発しなければならない。不当労働行為が成立しないと判定したときは、その救済申請を棄却する決定をしなければならない。

(2) 第1項の規定による判定・命令及び決定は書面にし、当該使用者及び申請人にそれぞれ交付しなければならない。

(3) 関係当事者は、第1項の規定による命令があったときは、これに従わなければならない。

(救済命令の確定)

第85条

(1) 地方労働委員会又は特別労働委員会の救済命令又は棄却決定に不服がある関係当事者は、その命令書又は決定書の送達を受けた日から10日以内に、中央労働委員会にその再審を申請することができる。

(2) 第1項の規定による中央労働委員会の再審判定に対し、関係当事者は、その再審判定書の送達を受けた日から15日以内に、行政訴訟法で定めるところにより訴えを提起することができる。

(3) 第1項及び第2項に規定された期間内に再審を申請せず、又は行政訴訟を提起しなかったときは、その救済命令・棄却決定又は再審判定は、確定する。

(4) 第3項の規定により棄却決定又は再審判定が確定したときは、関係当事者はこれに従わなければならない。

(5) 使用者が、第2項の規定によって行政訴訟を提起した場合において、管轄法院は、中央労働委員会の申請により、決定をもって、判決が確定する時まで中央労働委員会の救済命令の全部若しくは一部を履行するように命じることができ、又は当事者の申請により、若しくは職権でその決定を取り消すことができる。

(救済命令等の効力)

第86条 労働委員会の救済命令・棄却決定又は再審判定は、第85条の規定による中央労働委員会への再審申請又は行政訴訟の提起により、その効力は停止しない。

第7章 補則

(権限の委任)

第87条 この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方雇用労働官署の長に委任することができる。 (改正 2010.6.4)

第8章 罰則

(罰則)

第88条 第41条第2項の規定に違反した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

(罰則)

第89条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。
(改正 2006. 12. 30、2010.1.1)

1. 第37条第2項、第38条第1項、第42条第1項又は第42条の2第2項の規定に違反した者
2. 第85条第3項(第29条の4第4項で準用する場合を含む。)により確定し、又は行政訴訟を提起して確定した救済命令に違反した者

(罰則)

第90条 第44条第2項、第69条第4項、第77条又は第81条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

(罰則)

第91条 第38条第2項、第41条第1項、第42条第2項、第43条第1項・第2項・第4項、第45条第2項本文、第46条第1項又は第63条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
[条文改正 2006. 12. 30]

(罰則)

第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、1千万ウォン以下の罰金に処する。

(改正 2001. 3. 28、2010.1.1)

1. 第24条第5項に違反した者
2. 第31条第1項の規定により締結された団体協約の内容のうち、各号の一つに該当する事項に違反した者
 - カ.賃金・福利厚生費、退職金に関する事項
 - ナ.勤労及び休憩時間、休日、休暇に関する事項
 - ダ.懲戒及び解雇の理由及び重要な手続きに関する事項
 - ラ.安全保健及び災害扶助に関する事項
 - マ.施設・便宜提供及び勤務時間内における会議出席に関する事項
 - バ.争議行為に関する事項
3. 第61条第1項の規定による調定の内容又は第68条第1項の規定による仲裁裁定の内容を遵守しない者

(罰則)

第93条 次の各号のいずれかに該当する者は、500万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第7条第3項の規定に違反した者
2. 第21条第1項・第2項又は第31条第3項の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第94条 法人又は団体の代表者、法人・団体又は個人の代理人・使用人その他の従業員がその法人・団体又は個人の業務に関し、第88条ないし第93条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人・団体又は個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。

(過怠金)

第95条 第85条第5項の規定による裁判所の命令に違反した者は500万ウォン以下の金額（当該命令が作為を命じるものであるときは、その命令の不履行日数1日につき50万ウォン以下の割合で算定した金額）の過怠金に処する。

(過怠金)

第96条

(1) 次の各号の一つに該当する者は、500万ウォン以下の過怠金に処する。

1. 第14条の規定による書類を備え付け又は保存しない者
2. 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
3. 第46条第2項の規定による申告をしなかった者

(2) 第13条、第28条第2項又は第31条第2項の規定による申告又は通知をしなかった者は、300万ウォン以下の過怠金に処する。

(3) 第1項及び第2項の規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより、行政官庁が賦課・徴収する。 (改正 1998. 2. 20)

(4) 第3項の規定による過怠金の処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に、行政官庁に異議を申し出ることができる。 (改正 1998. 2. 20)

(5) 第3項の規定による過怠金の処分を受けた者が第4項の規定により異議を提起したときは、行政官庁は、遅滞なく管轄法院にその事実を通知しなければならず、その通知を受けた管轄法院は、非訟事件手続法による過怠金の裁判を行う。 (改正 1998. 2. 20)

(6) 第4項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

付則 (法律第5310号、1997.3.13)

(施行日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用期間)

第2条 第71条第2項の規定中第1号の市内バス運送事業に関する規定及び第4号の銀行事業（韓国銀行法による韓国銀行は除く。）に関する規定は、2000年12月31日まで適用する。

(労働組合に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際に従前の規定により設立申告証の交付を受けている労働組合は、この法律により設立された労働組合とみなす。

(解雇者に関する経過措置)

第4条 この法律の施行の際に解雇の効力を争っている者は、第2条第4号ラのただし書きの規定にかかわらず、勤労者でない者と解釈してはならない。

(労働組合設立に関する経過措置)

第5条 削除 (2010.1.1)

(労働組合前任者に関する適用の特例) (改正 2001.3.28)

第6条

(1) 削除 (2010.1.1)

(2) 労働組合及び使用者は、専任者に対する給与支援の規模を労使協議により徐々に縮小するように努力するものとし、この場合、その財源を労働組合の財政自立のために使うようにするものとする。 (改正 2001.3.28)

(団体協約の効力に関する経過措置)

第7条 この法律の施行の際に従前の規定により締結していた団体協約は、この法律により締結したものとみなす。

(労働争議の調整に関する経過措置)

第8条

(1) この法律の施行の際に従前の規定により申請されていた私的調停・仲裁は、この法律により私的調停・仲裁を申し込んだものとみなす。

(2) この法律の施行の際に従前の規定により労働委員会に申請していた調整・仲裁は、この法により調整・仲裁を申請したものとみなす。この場合において、調停期間を算定するときは、第54条の規定にかかわらず、従前の例による。

(3) この法律の施行の際に従前の規定により調整が終了していた労働争議は、第45条の規定を適用する場合において、調整を経たものとみなす。

(労働組合業務等に関する経過措置)

第9条

(1) この法律の施行の際に従前の規定により勤労者、労働組合又は使用者が労働部長官、

行政官庁又は労働委員会に行っていた申告、申請、要求等は、それぞれこの法律により行ったものとみなす。

(2) この法律の施行の際に従前の規定により労働部長官又は行政官庁が労働委員会に行った要請等は、それぞれこの法律より行ったものとみなす。

(3) この法律の施行の際に従前の規定により労働部長官又は行政官庁が行っていた命令、指名、決定等は、それぞれこの法律により行ったものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第10条 この法律の施行前の行為に対する罰則の適用については、従前の例による。

(他の法律との関係)

第11条 この法律の施行の際に他の法令において従前の労働組合及び労働関係調整法又はそれらの規定を引用していた場合は、この法律中それに該当する規定がある場合には、この法律又はこの法律の該当条項を引用したものとみなす。

付則 (法律第5511号、1998.2.20)

(施行日)

第1条 この法律は、1998年5月1日から施行する。

(一方解約に関する経過措置)

第2条 この法律の施行の際に改正前の第32条第3項の規定により団体協約を一方解約していた場合は、改正前の規定による。

(権限変更にとみなす経過措置)

第3条

(1) この法律の施行の際に従前の規定により労働部長官が行っていた申告証の交付・命令その他の行為(連合団体である労働組合及び二つ以上の特別市・広域市・道に係る単位労働組合以外の労働組合に関する事項に限る。)は、この法律により特別市長・広域市長・道知事が行った行為であるとみなす。

(2) この法律の施行の際に従前の規定により労働部長官に対して行っていた申告・申請その他の行為(連合団体である労働組合及び二つ以上の特別市・広域市・道に係る単位労働組合以外の労働組合に関する事項に限る。)は、この法律による特別市長・広域市長・道知事に対して行った行為であるとみなす。

付則 (2001. 3. 28) 省略

付則（法律第8158号、2006.12.30）

（施行日）

第1条 この法律は、2007年7月1日から施行する。ただし、第42条の2から第42条の6まで、第43条第3項・第4項、第62条第3号、第71条、第74条、第75条、第89条第1号（必須維持業務に関する争議行為の制限に関する部分に限る。）の改正規定は2008年1月1日から、第81条第2号の改正規定は2011年7月1日から、法律第5310号労働組合及び労働関係調整法付則（法律第6456号労働組合及び労働関係調整法の改正法律により改正された内容を含む。）第5条第1項・第3項及び第6条第1項の改正規定は2007年1月1日から、それぞれ施行する。

（改正2010.1.1）

（必須維持業務導入のための準備行為）

第2条 労働関係当事者又は労働委員会は、必須維持業務の導入のために必要である次の各号の事項に関しては、この法律の施行前に行うことができる。

1. 必須維持業務協定の締結
2. 第42条の4第2項の決定

（権限変更にとまなう経過措置）

第3条

（1）この法律の施行の際に従前の規定により特別市長・広域市長・道知事が行っていた申告証の交付、命令その他の行為（2つ以上の市・郡・区に係る単位労働組合以外の労働組合に関する事項に限る。）は、この法律による特別自治道知事・市長・郡守・区庁長が行った行為であるとみなす。

（2）この法律の施行の際に従前の規定により特別市長・広域市長・道知事に対して行っていた申告・申請その他の行為（2つ以上の市・郡・区に係る単位労働組合以外の労働組合に関する事項に限る。）は、この法律による特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に対して行った行為であるとみなす。

（必須公益事業の調整事件に関する経過措置）

第4条 付則第1条ただし書きの規定による第62条第3号、第71条、第74条及び第75条の改正規定の施行前に労働委員会に申請した必須公益事業に関する調整事件については、従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前に行った行為に対する罰則の適用については、従前の例による。ただし、第42条第3項の規定による命令に違反した行為に対する罰則の適用については、この限りでない。

付則（2008.3.28）省略

付則（法律第9930号、2010.1.1）

（施行日）

第1条 この法律は、2010年1月1日から施行する。ただし、第24条第3項・第4項・第5項、第81条第4号、第92条の改正規定は2010年7月1日から、第29条第2項・第3項・第4項、第29条の2から第29条の5まで、第41条第1項後段、第42条の6、第89条第2号の改正規定は2011年7月1日から、それぞれ施行する。

（最初に施行される勤労時間免除限度の決定に関する経過措置）

第2条

（1）勤労時間免除審議委員会は、この法律の施行後最初に施行される勤労時間免除限度を2010年4月30日までに審議・議決しなければならない。

（2）勤労時間免除審議委員会が第1項による期限までに審議・議決をできないときは、第24条の2第5項にもかかわらず、国会の意見を聴いて公益委員だけで審議・議決することができる。

（団体協約に関する経過措置）

第3条 この法律の施行日当時有効な団体協約は、この法律により締結されたものとみなす。ただし、この法律の施行によりその全部又は一部の内容が第24条に違反することとなる場合であっても、この法律の施行にかかわらず、当該団体協約の締結当時の有効期間までは効力があるものとみなす。

（交渉中である労働組合に関する経過措置）

第4条 この法律の施行日当時団体交渉中である労働組合は、この法律による交渉代表労働組合とみなす。

（必須維持業務協定又は労働委員会の必須維持業務維持・運営水準等の決定に関する経過措置）

第5条 この法律の施行日当時有効な必須維持業務協定又は労働委員会の必須維持業務維持・運営水準等の決定は、この法律により締結されたものとみなす。

（一つの事業又は事業場に二つ以上の労働組合がある場合の経過措置）

第6条 2009年12月31日現在一つの事業又は事業場において、組織形態を問わず勤労者が設立し、又は加入している労働組合が二つ以上ある場合に該当する事業又は事業場に関して

は、第29条第2項・第3項・第4項、第29条の2から第29条の5 まで、第41条第1項後段、第89条第2号の改正規定は、2012年7月1日から適用する。

(労働組合設立に関する経過措置)

第7条

(1) 一つの事業又は事業場に労働組合が組織されている場合は、第5条にもかかわらず、2011年6月30日まではその労働組合と組織対象を同じくする新しい労働組合を設立できない。

(2) 行政官庁は、設立しようとする労働組合が第1項に違反する場合には、その設立申告書を返還しなければならない。

(労働組合専任者に関する適用特例)

第8条 第24条第2項及び第81条第4号（労働組合の専任者に対する給与支援に関する規定に限る。）は2010年6月30日まで適用しない。

付則（法律第12630号、2014.5.20）

この法律は、公布の日から施行する。—